

経過報告

昭和五十年三月五日入試期間に入つてからの事態の経過の概略を目錄風に報告いたします。

御承知のように二月十日から入試がはじまりました。その十一日付で「受験生の親」からというコピーにもある投書が、法人理事のあか大学の一部の科長あてに「運達」で届けられました。その内容は、昭和四十九年入試に不正があり、その不正を大学が放置するならば、世論に訴える、というものです。この投書にいう「不正入試」がなにをさして言うかは、後で説明いたします。たゞ、この投書で不思議なことは、各科の科長名や住所は、教職員、学生名簿など、で知ることはできず、法人理事のつては文書の形では公表されておらず、それゆえ「受験生の親」が、これらうあて先を正確に知ることは、常識的には考えられないこととです。

主としてこの投書を受け、翌十四日「理事長」名で査問委員の森嶋林と招集状が、事務職員の手で配達されました。一部委員には十五日（学科試験日）の朝、ある教員の手を通して手渡されたものもあります。

査問委員会は九名（一名は出席拒否）で構成され、十五日午前十時から開かれたようです。新聞では「学内で開かれたように書いておりましたが、五島美術館で開かれたのですから、明らかに「学外」です。

午後三時から、高田忠査問委員長名で、山脇に招喚状が参りましたか、査問委員会そのものが認めかたいたが、出席を拒否しました所、午後四時から嶋根が学生課長に同じような招喚状が参りましたか、山脇は嶋根の出席を拒否させました。当日の入試業務の完了した午後七時ごろまでには、査問委員会に参りなと思われ、人々上野毛校舎への帰還はみうらもんでした。

山脇は査問委員会（の出席を拒否する際、すむに用意ができた理事会用催要求書（五名、理事が署名）の字と使っている者）に持たせてやりました。この要求書

に示した議題の一つは「査問委員会を設置についで」であり、議題説明には理事
長単独による設置は各効であるとの趣旨を述べたものがある。

十五日夜、午後十時半ごろ、事務職員より、真下学長、山脇教授部長の
自宅に村田「理事」長名による解任、解職命令が投げつけられました。同時刻ごろ
吾田常務理事宛には整告書が同じように事務職員の手で届けられました。

翌十六日早朝、山脇は嶋根に命じて、八五子校舎に保管してある教授会議事録
を調べさせたが、議事録はすべてに持ち出されており、議事内容も確認することが
できませんでした。現在でもこの議事録は保管場所に戻っておりません。

十六日午前七時半ごろ、真下、山脇両教授に対する解任の緊急告書が、大学
名で上野毛教授控室に届きました。なおこの届示には森教授部長と入試本部
長代行に任ずる旨が付記してありました。この届示は教職員みなから、入試助手
(学生)の眼に触れるのを、入試の混乱を恐れた大西、高橋両理事が村田「理事」
長「宅」を訪れ、届示の撤去を申し入れたところ、「理事」長は「この届示は指した覚え

はないと回答しました。翌十七日早朝、高橋理事が高田査問委員長に、この
届示についてたずねたところ、高田氏も知らないとのことになり、この届示の責任者は
存在しないと考え、五名の理事の命令で、嶋根に撤去させました。

入試期中中に、学長、入試部長の首切りが行われるという非常事態に、十五日
午後、五人の理事が緊急に集会し、真下、山脇両氏の解任、解職の各効がある
ことを確認し、翌十七日教授控室に公示しました。この五名の理事による各効公示は
その夜撤去されましたが翌十八日に再び届示させました。なお嶋根が撤去した大学
名の解任公示は、二十日朝、ほぼ同文のものが届示されました。

二十日、山脇の命令で、八五子校舎に保管してある過去四年間の判定資料と嶋根が
調べたところ、これもすべてに持ち出されて調べたものがありませんでした。

この二十日、高田理事から大西、高橋両理事に村田氏署名および私印の押さ
れた「寛免書」が手渡されました。その内容は、真下、山脇両氏の首切りについては
一切解任を白紙、各務理事を学長代行に、高田、大西、高橋理事を規則

改定委員に任命し、規則改定が完了したと認め、学長選挙の施行と村田氏の
理事長退任、村田氏への慰労金を前々金に付して述べたものとす。

翌二十日、五人の理事が馬乗り、この寛元者について検討しましたが、なほ是れも真下、
山脇両氏の地位復元が先決である事を確認しました。各派理事も真下先生と
おそく学長代行に就任する事とを論外であると明言されました。なほこの集会が真下、
山脇両氏の地位保全と村田氏の理事長職務執行停止の仮処分と東京地裁に求め
る事が内定しました。

すなわち十五日に村田理事長に提出しておいた理事会用催請求書について回答が
ないを、用催請求書提出後一週間を経過した二十日、用催請求書に署名した五人の
理事が集まり、二十日に理事会用と用く事をいたしました。

一方、村田理事長は二十三日(日)午前九時半から上野毛校舎において評議員会
を開きました。この評議員会には、山脇教授を解任した結果、山脇氏は理事の資格を
失ったが、その後任の選任すためたえらうとす。この評議員会には、参加しなかった

斉藤理事兼評議員への電話連絡によること、七名出席、二名委任状で成り、多摩
美術学園長松葉良氏を理事に選任したものとす。この評議員会用催通知
は、少くも三名の評議員の所には、届いたが当日の午前十時すぎまで、事実上参加で
きたのは事実ありとす。この点は郵便配達員の配達時間証明を以てして評議
員もおりあり、また出席者、委任状提出者の数についても疑問が持たれ、現に松葉「理
事」の登記所の登記は今もつてなされてないものとす。

二十五日、玉川区民会館において理事会用を開きました。村田、塩山、高田の三理
事は出席、会場へ事務職員があらわれて、松葉「理事」就任の通知を帰りました。
この理事会において、真下学長、山脇教務部長の地位確認、村田氏の理事失格、
東京地裁への仮処分提訴が決定しました。

同日二十五日、弁護士を通じて、真下、山脇両氏の身分保全と村田氏の理事長職務
執行停止を求め、仮処分を申請しました。

入試判定系案件裁合議の行なわれる二十七年午前八時より、事務職員の手にて

よつて、高田教授が事務局長に就任、同時に学長代行となる旨の掲示が、理事長の公印を付して張り出されました。その場には入会された嶋根学生課長に付して、高田教授は、昨夜この任命を受けられたと、翌日朝九時半に受取ることにしようとする旨を明言しました。

その朝長会が招集され、高田科長も会合で討論の結果、判定系案件裁合議は、その決定しようありき、つまり真下学長と議長として行なう旨の決定、予定よりおくれ、午後一時半から行ない、二十日の合議も各事終了しました。

二十日午後一時から、東京地裁におりこの仮処分についての審訊が行なわれました。その席上、裁判官から入試業務についての調停案が出され、両方の弁護士の同意を得た協定書ができました。その大要は、三月一日の入試委員会を合資格発表に關して、十六日の真下、山脇解任公示に付されたい入試本部長代行の森教授課長は入試判定合議には出席しないこと、二十日の公示で学長代行とされてくる高田教授、十六日に「解任」された真下、山脇両氏はいづれも教授として参加することを、合議の議長は

合議のりて決定することをいす

三月一日の入試判定合議は、早川教授が仮議長となりて議長の選出に入りましたが、真下氏と議長とする案と、「中立」の人物を議長とするという高田教授提案とが対立しました。高田教授提案は賛成三名、ほとんど参加者が真下議長に賛成する旨の提案、真下議長の下で判定合議を各事終了いたしました。

なお三月一日早朝、それをも掲示してあった真下、山脇解任、および高田事務局長兼学長代行の掲示は事務職員の手で撤去されました。

以上二月十一日より三月一日にわたる事実経過の概要を報告いたします
昭和五十年三月五日

真下 信一

山脇 国利

〔付記〕

報告冒頭にあげた「入試不正」の事実は次頁通りです。

昭和四十八年入試は、クラシック・デザイン科の合格者および補欠の中から
 入学辞退者が続出し、当初予定した入学者数と確保できなかった。この事態
 について、村田理事長、西岡常務理事、山脇入試本部長が協議した結果、
 予合格者の中に入った本学関係者と合格に偏入することを内定し、とりあえず
 本人に合格内定の通知を出しました。その後、崎根学生部長の提案により、
 クラシック・デザイン科長は、各科長に電話で内諾を得た上、入学式
 以前の四月十八日の教授会には、かつて事後承諾を得たものを、林兼坊科長は
 この事実をメモによって確認しました。しかし教授会議事録、入試別室資料
 が提出されなかったため、文書上の確認は現在のところありません。